山梨県教育振興基本計画の概要

本県の教育振興のための施策に関する基本的な計画である「新やまなしの教育振興プラン」(以下、現行プラン)が、2018(平成 30)年度末に終期を迎えたため、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、国の第 3 期教育振興基本計画(平成 30 年 6 月閣議決定)を参酌し、現行プランの改訂を行い、新たに「山梨県教育振興基本計画」を策定することとした。

◆第1章 計画策定の基本的な考え方

1 策定の趣旨

本県教育の一層の振興を図るために、社会の状況を的確に見据えながら、新しい時代にふさわしい教育行政の在り方や施策の基本的方向を明確にする。

2 計画の位置付け

教育基本法第17条第2項の規定に基づく本県教育振興の基本計画であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく教育大綱との整合を図り策定する。

3計画の性格

本県教育を推進するための教育の基本理念、基本目標等を示すとともに、今後の取り組むべき施策の方向等を明らかにする。

4計画の期間

2019 (令和元) 年度~2023 (令和5) 年度

◆第2章 教育を取り巻く社会の状況 ~教育に求められること~

1 人口減少と高齢化の進展

社会の変化に向き合い、自ら問いを立て他者と協働し ながら問題を解決する「生きる力」を育むことが求めら れる。

2 グローバル化の進展

国際的に共有された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向け、教育が最も有効かつ効果的な手段と期待されている。

3 超 ス マ ー ト 社 会 の 到 来

AI・IoT等の進展により、知識基盤社会がより一層進展する中、文系・理系を問わず教科等横断的な調和のとれた学習の推進が求められる。

4 家庭環境や地域社会の変化

学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が子供を育て、子供が地域の創り手に育つことを目指した人材育成が必要

5 安全・安心に対する意識の高まり

生涯にわたり自分の安全を確保するための基礎的な素養を身に付けることが求められており、主体的に行動する態度を育成する防災・防犯教育等の推進が必要

6 多様な学びの必要性の高まり

子供の貧困、特別支援教育、外国籍・帰国児童生徒等、 一人一人の状況に応じた支援や指導が必要

7未来への希望

充実した人生を切り拓くことのできる「自立」に向けた生涯学習、及びよりよい社会づくりに向けて「協働」 し、新たな価値を「創造」する教育の推進 ◆第4章 山梨県教育の目指す方向・第5章 施策の具体的方向(裏面)

基本 ■基本目標Ⅰ 「生きる力」を育む質の高い教育の実現 理念 ■施策項目 ■基本方針 (1)確かな学力の育成 学 1.バランスのとれた知・徳・体 (2)豊かな心の育成 75 を育成します (3)健やかな体の育成 続 (4)幼児期における質の高い教育の推進 け (1)グローバルに活躍する人材の育成 2.ふるさとに誇りを持ち、地域 (2)キャリア教育の推進 共 や世界で活躍する人材を育成 (3)イノベーションを牽引する人材の育成 します (4)大学等の高等教育の振興 (5)スポーツ・文化芸術分野の人材育成 (1)家庭・地域の教育力の向上 3.学校・家庭・地域による教育 を推進します (2)学校・家庭・地域との連携・協働の推進

■基本目標 II 人生を豊かにし、社会を支える生涯学習の展開	
■基本方針	■施策項目
1.学びと活用が循環する生涯学	(1)生きがいを持ち、社会参画するための学びの推進
習を推進します	(2)よりよい地域づくりに向けた学びの推進
2.生涯にわたって活躍できる学	(1)社会人の学び直しの支援
びの体制づくりに努めます	(2)障害者の生涯学習の推進

	■基本目標Ⅲ だれもが安心	いして学べる教育環境の整備
/	■基本方針	■施策項目
		(1)学校における働き方改革の推進
	1.質の高い教育のための環境整備に努めます	(2)魅力ある学校を支える指導体制の充実
		(3)ICT 活用のための基盤整備
		(4)安全・安心で質の高い教育環境の整備
	2.多様な学びの機会の充実と提供を図ります	(1)全ての子供の教育機会を保障する支援
		(2)多様性を包み込む教育の推進
		·

◆第6章 計画の進行管理

- ○本計画を迅速かつ確実に進めるため、掲げた施策の進捗状況の点検、状況に応じた見直しが必要
- ○毎年度、定期的な点検・評価を行い PDCA サイクルによる進行管理を実施
- ○48 の指標の推移に加え、関連情報も含めた多角的な評価を実施

山梨県

総合計画

やまなし教育大綱

国(文科省)

第3期教育振興基本計画(2018年度~2022年度) 第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承 学習指導要領(幼・小・中・特支(幼小中)2017年改訂) (高校・特支(高)2018年改訂)

◆第3章 山梨県教育のこれまでの取組

- 1 社 会 を 生 き 抜 く 力 キャリア教育・職業教育の充実/国際教育の推 進/伝統・文化に関する教育の推進等
- 2 確かな学力と自立する力 基礎的・基本的な知識・技能の習得の推進/思 考力・判断力・表現力等の育成/主体的に学ぶ 態度の育成等
- 3 豊かな心と自己実現を図る力 道徳教育の推進/しなやかな心の育成プロジェ クトの実施/いじめ・不登校対策の充実等
- 4 やまなしスポーツの創出 健やかな体の育成/ライフステージに応じたスポーツ活動の推進等
- 5 特 別 支 援 教 育 の 充 実 特別支援学校における支援体制の整備/就学 前・小中学校、高等学校における特別支援教育 の充実/交流及び共同学習の推進等
- 6 教 育 環 境 づ く り 教職員等の指導体制の充実/学校運営システム の充実/学校施設の充実等
- 7 質の高い魅力ある学校づくり 優れた人材の確保と教職員の適正配置/免許更 新制の円滑な実施/教員の資質能力・実践的指 導力の向上等
- 8 家庭・地域・学校の連携 幼児教育の充実/家庭教育支援の充実/地域の 教育力向上等
- 9 生 涯 学 習 環 境 づ く り 多様な学習機会の提供及び生涯学習推進体制の 充実/生涯学習環境の充実等
- 10 文 化 芸 術 の 振 興 文化芸術に親しむ機会の充実/文化芸術活動へ の支援/文化財の保存と継承等



第5章 施策の具体的方向

■基本目標 I 「 <u>\$</u>	生きる力」を育む質の高い教育の実現
■基本方針1 /	ドランスのとれた知·徳·体を育成します
(1)確かな学力の育成	① 確かな学力を伸ばす教育の充実 ② 魅力と活力ある高校づくりの推進 ③ 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進 ④ 命を守る教育の推進 ⑤ 主権者教育の推進 ⑥ 消費者教育の推進 ⑦ 環境教育の推進
(2)豊かな心の育成	 ① しなやかな心の育成プロジェクトの推進 ② 道徳教育の推進 ③ 生徒指導の充実 ④ いじめ・不登校等への対応の徹底 ⑤ 教育相談の充実 ⑥ 体験活動や読書活動の充実 ⑦ 福祉教育の推進 ⑧ 人権教育の充実 ⑨ 青少年の健全育成
(3)健やかな体の育成	① 健康教育の充実② 子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援③ 子供のスポーツの機会の充実④ オリンピック・パラリンピック教育の推進
(4)幼児期における質の高い教育の推進	① 幼児教育の充実② 幼児教育と小学校教育との連携

■基本方針2 ふるさとに誇りを持ち、地域や世界で活躍する人材を育成します	
	① 伝統や文化等に関する教育の推進
(1)グローバルに活躍する人材の育成	② 英語をはじめとした外国語教育の推進
	③ 国際バカロレア教育等の推進や日本人生徒・学生の海外留学支援
(2)キャリア教育の推進	① キャリア教育・職業教育の推進
	② 学校から社会への接続支援
	① 優れた才能・個性を伸ばす教育の推進
	② やまなしのものづくりを担う多様な人材の育成
(3)イノベーションを牽引する人材の育成	③ 起業家教育の充実
	④ IT・データ活用能力の育成
	⑤ 社会人の学び直しの支援
	① 高大接続改革の着実な推進
(4)大学等の高等教育の振興	② 高等教育機関の連携等
	③ 山梨県立大学の振興
(5)スポーツ・文化芸術分野の人材の育成	① 次世代アスリートを育成する体制の強化
	② 芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進

■基本方針3 学校・家庭・地域による教育を推進します	
(1)家庭・地域の教育力の向上	① 家庭の教育力の向上② 地域の教育力の向上
(2)学校・家庭・地域との連携・協働の推進	① 学校を核とした人づくり・地域づくりの推進② 子供の読書活動支援③ 安全・安心な居場所の確保

■基本目標 Ⅱ 人生を	豊かにし、社会を支える生涯学習の展開	
■基本方針1 学びと活用が循環する生涯学習を推進します		
(1)生きがいを持ち、社会参画するための 学びの推進	① 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進② 生涯学習環境の充実③ 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進④ 生涯を通じた文化芸術活動の推進⑤ 生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備	
(2)よりよい地域づくりに向けた学びの推進	① 新しい地域づくりに向けた社会教育の振興 ② 社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成 ③ 持続可能な社会教育施設の運営	

■基本方針2 生涯にわたって活躍できる学びの体制づくりに努めます	
(1)社会人の学び直しの支援	① 学ぶ意欲の喚起 ② 社会人の学び直しの支援(再掲)
(2)障害者の生涯学習の推進	① 障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動の振興等 ② 地域と学校の連携・協働の推進 ③ 自立と社会参加に向けた教育の充実

■基本目標Ⅲ だれ	もが安心して学べる教育環境の整備
■基本方針1 質(の高い教育のための環境整備に努めます
(1)学校における働き方改革の推進	① 学校における業務の効率化
(1/子はにのける倒で))以半り推進	② 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用
(2)魅力ある学校を支える指導体制の充実	① 教員の指導体制・指導環境の整備
(2) 魅力の句子校を又える拍导体制の元美	② これからの学校教育を担う教員の資質・能力の向上
	① 情報活用能力の育成
(3)ICT活用のための基盤整備	② 各教科等の指導におけるICT活用の促進
(3/101/2月の)に約の季盛整備	③ 校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上
	④ 学校のICT環境整備の充実
	① 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進
	② 学校における教材等の教育環境の充実
(4)安全・安心で質の高い教育環境の整備	③ 私立学校の教育研究基盤の強化
	④ 学校安全の推進
	⑤ 持続可能な社会教育施設の運営(再掲)

■基本方針2	多様な学びの機会の充実と提供を図ります
(1)全ての子供の教育機会を保障する支援	① 教育の機会均等に向けた教育費負担の軽減
	② 学校教育における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化
	③ 安全・安心な居場所の確保(再掲)
	④ 地域の教育資源の活用
(2)多様性を包み込む教育の推進	① 特別支援教育の推進
	② 不登校児童生徒等の教育の機会の確保
	③ 帰国児童生徒、外国人児童生徒等への教育の推進